

第7回投資等ワーキング・グループ

議事概要

1. 日時：平成30年12月6日（木）15:20～17:04
2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）原英史（座長）、森下竜一（座長代理）
 - （専門委員）村上文洋
 - （政府）河内内閣府事務次官、中村内閣府審議官
 - （事務局）田和規制改革推進室室長、窪田規制改革推進室次長、
林規制改革推進室次長、小見山参事官、垣内参事官
 - （ヒアリング）総務省大臣官房審議官（情報流通行政局担当） 奈良俊哉
総務省情報通信作品振興課長 渋谷闘志彦
総務省情報流通行政局放送技術課長 柳島智
新経済連盟政策部長 小木曾稔
新経済連盟政策部 片岡康子
アジアインターネット日本連盟 畠山寛希
アジアインターネット日本連盟 山下優子
アジアインターネット日本連盟 南知果
Fintech協会代表理事 木村康宏
Fintech協会分科会事務局長 落合孝文

4. 議題：
 - （開会）
 - 議題1：放送を巡る規制改革のフォローアップ
 - 議題2：フィンテック等による多様な金融サービスの提供
 - （閉会）

5. 議事概要：

- 小見山参事官 それでは、第7回投資等ワーキング・グループを開催いたします。
本日は所用により、飯田委員、八代委員、角川専門委員が御欠席であります。
これからの進行は、原座長にお願いします。よろしくお願いします。
- 原座長 本日の議題の1、放送をめぐる規制改革です。
本年6月、当会議において、通信と放送の枠を超えたビジネスモデルなどが実現するよ

う、規制・制度の改革を求める第3次答申を行いました。規制改革実施計画に盛り込まれたところです。

その後、総務省さんにおいて、規制改革実施計画を踏まえ、新たな検討分科会の立ち上げなどを御検討いただいていると承知をしております。本日は、こうした状況を踏まえて規制改革実施計画の検討状況について、総務省さんからお伺いをしたいと思います。

では、よろしく願いいたします。

○総務省（奈良審議官） 総務省、担当審議官の奈良でございます。

それでは、お手元の資料1に基づきまして、本年6月に閣議決定されました規制改革実施計画を受けた対応について、御説明いたします。

1 ページ目、目次ですが、早速、2 ページ目からお話し申し上げます。

今回、実施計画で幾つかの宿題を頂戴いたしました。その一つ一つにつきまして、主に検討の場を設ける等の宿題をいただいている部分に関しまして、こういう体制で検討を始めますという報告をさせていただきます。

2 ページ目、放送コンテンツ配信連絡協議会と書いてございます。これは今、まさに原座長がおっしゃられた放送と通信との融合という流れの中で、放送事業者がインターネットを今も活用していますけれども、さらに活用していこうと考えているときにあって、放送事業者が単に事業展開としてやるだけではなくて、それは当然、通信ネットワークへの一定の負荷がかかるわけでもございます。この点、実際の話として通信事業者の方からはどうなるのだろうかという声も私どもにありました。

そういったことも踏まえまして、ここはしっかりと放送事業者と通信事業者をはじめ、関係者が向き合って情報共有し、課題を共有する場が必要ではないかということでございます。規制改革推進会議の答申、実施計画を踏まえまして、このような配信連絡協議会という形で本年10月17日に設立されました。

ここは関係事業者間で情報共有し、課題を共有する場ということでございますので、何々検討会ということではなくて、民間の任意団体としての協議会という形をとってございます。総会のほかに技術WG、サービスWGという2つのWGを設けて、もう既に動き始めてございます。

3 ページにメンバーが書いてございます。会長には慶應義塾大学の村井先生におつきいいただきました。通信、放送、両方に大変明るい重鎮ということかと思えます。その上で、放送関係ではいろいろ御指導いただいている青山学院大学の内山先生、あるいは技術では東大の森川先生、そしてまた幅広い観点から東京藝術大学の谷川先生ということで、そのもとで関係事業者が集まっているということでございます。

実際には、そこに書いてございますけれども、KDDI、ソフトバンク、NTTに加えましてインターネットイニシアティブ、そういった通信関係者、放送では衛星、ケーブルはもちろんですが、キー局各社とそれに加えて読売テレビとか東海テレビなどの東京以外の放送事業者にも入っていただいています。あと、電通、博報堂も入っていただいています。

さらに、参加団体ということで全国的な話ということ考えた場合に、必ずしも東京だけで議論は進まないということも踏まえまして、団体の方にそういった主に地方の声なども吸い上げていただけるようにしています。またテレコムサービス協会とかインターネットプロバイダー協会、あと日本民間放送連盟、こういった方々にも参加していただいて、総務省はオブザーバーという形でございます。

既にWGが動き出していまして、NHKが行った同時配信の模様とか、通信側からはNTTドコモから、5Gがこれからどうなっていくかというようなことをこの場で披瀝していただきまして情報共有するというようなことを進めてございます。

特にいつまでにこういう取りまとめをするということではなくて、順次、WGを開催しながら、時々話題についてお互いに情報共有していくという形で今後、動いていくということになろうと認識しております。

4ページは参考でございますので、5ページ目に移ります。規制改革の実施計画では、いわゆる跡地とかと私どもは呼んでおりますけれども、周波数があいているところについて有効活用のための検討をしてくださいということがありました。これにつきましては、もともと総務省にあります「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」というものを先月19日に立ち上げまして、ここで、まず空いているV-High帯域、そして、先般空きました放送大学の地上放送の跡地、これを当面の対象としてどうしていくのかということを検討してまいります。

主に期限としましては来年の3月までにV-High帯域のことをまとめ、再来年3月までに放送大学跡地というタイムスケジュールになってございますので、議論としては、まずV-High帯域のほうから入るのかなということでございます。

V-High帯域に関しましては、本規制改革推進会議の今年の今ごろの議論の中で広く意見を募るべきだという御示唆をいただいております。また提案を募集しまして8社から出ておりますけれども、結構アイデアベースなところもございまして、いま一度、さらにアイデア、提案を募集しております。そういったことを踏まえながら、まずは来年3月までの取りまとめを目指して、このV-High帯域をどうしていくのかということを検討してまいります。

その後、順次、放送大学の跡地の活用も検討していくということでもございまして、構成員は東京理科大の伊東先生をヘッドに、早稲田の三友先生以下、5ページの下のほうに書いてありますメンバーで議論していきます。最終的な出口は多分何らかの周波数の割り当て方針なり免許方針になっていくので、関係事業者はヒアリング対象であったりオブザーバーというような形での参画ということを考えておりまして、基本的には学識経験者で構成する検討会になってございます。

6ページは参考ですので飛ばしまして、7ページ目です。

次は放送事業の基盤強化、特にローカル放送局の経営基盤強化のあり方に関する検討分科会です。これも「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に11月20日に立ち上げてござ

います。

なかなか今後、中期的に見通したときに放送事業者の経営基盤がどうなのだろうかという課題があります。他方で、本規制改革推進会議でも御議論いただきましたが、地域で情報提供していく重要な役割を担っているローカル局をどうしていくのかということに関しまして、まず現状分析から入りまして、経営基盤強化のあり方、ラジオ、特にAMラジオの経営が厳しゅうございますので、これをどうしていくのか、あるいはまた経営ガバナンスの問題も規制改革推進会議のほうで御指摘を頂戴しております。

こういったことをテーマにしながら、今後、検討してまいります。当面は来年3月が経営ガバナンスに関する取りまとめ、来年夏に中間とりまとめ、再来年3月、最終とりまとめ、こういうスケジュールで検討をしてまいります。

8ページにメンバーです。「放送を巡る諸課題に関する検討会」（親会）と同じく多賀谷先生に分科会長ということでございまして、それだけ重たいテーマだろうということでも私も受けとめてしっかりと議論していきたいと思っています。

親会メンバーとかぶる部分が結構おありですけれども、やはり地域という視点を考えたときに筑波大の川島先生でありますとか、ローカルファースト研究所の関さんとか、そういったような方、あるいはまたガバナンスのことが出てまいりますので、ガバナンスにお詳しい西村あさひ法律事務所の武井弁護士とか、そういった方にも入っていただきまして、また、オブザーバーではローカル局にも入っていただきまして、ここはしっかりと丁寧に議論していきたいと考えているところでございます。

9ページは参考なので飛ばします。

10ページです。新たなCAS機能のあり方についても御指摘をいただきました。この12月1日には新4K8K衛星放送はもう開始しました。いわゆる新CASあるいはACASと言われている機能は搭載されておりまして、テレビも発売されておりまして、放送は今後、普及していくことを我々も目指しているわけですが、この規制改革推進会議では、それはそれとして、もちろんきちんと周知をしながら進めていくとともに、いろいろな課題がある。その課題を次のステップとしてどうしていくのかということについて、新たなCAS機能という言い方で検討の場を設けて検討すべしという指摘をいただきました。

これに関しましては、やはり「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に検討する分科会を立ち上げて、そこで議論していこうということで、現在考えてございます。

消費者負担の話あるいはもともと頂戴している宿題、コンテンツ保護機能と視聴者制御機能の分離、そういったことを含めて新たなCAS機能をどうしていったらいいのだろうかということ、これを今後、検討してまいります。

これを立ち上げること、分科会を立ち上げること自体は11月30日の諸課題検で決定してございまして、その中で分科会座長は諸課題検の座長が指名するということなのですけれども、既に慶應義塾大学の中村伊知哉先生に御内諾を頂戴しました上で、ある意味、指定をさせていただいております。そのほかのメンバーも含めて今、人選を調整中ですが、も

とより年内に立ち上げるべしという御宿題でしたので、今月中に立ち上げるべく調整してございます。また、オープンではございませんが、資料には書いてございませんが、口頭で申し上げますと12月17日をめどに第1回を開きたいということで、今、鋭意調整中でございます。

11ページは参考ですので、5つ目、12ページでございます。製作取引についてもいろいろな御指摘を頂戴しました。その中でしっかり適正にやっていくための体制といったものを整備すべしという宿題を頂戴しました。総務省あるいは本規制改革推進会議の御指摘も踏まえつつ、公正取引委員会、中小企業庁及び関係するところと私どもはいろいろな連携をさらに深めてやってきておりますが、その役所だけではなくて、私どもとしてはやはりこの分野の有識者の先生にいろいろ状況を御相談しながら、アドバイスをいただきながらやっていくのがいいのではないかとございまして、検証・検討会議というものを開催しようということでございまして、これは10月29日に既に立ち上がってございます。

この中では、この規制改革推進会議でも御報告しましたけれども、私どもが毎年度やっております下請に係るガイドラインのフォローアップ調査、そういったものの結果を踏まえてどうしていったらいいか。あるいはヒアリング調査もこの検討会議の御指摘を踏まえて行いましたが、その結果の分析などにアドバイスをいただく。あるいは民間のほうで「放送コンテンツ適正取引推進協議会」が動いておりますけれども、そこがいろいろ自己点検などもしていきますが、その状況などもこの検証・検討会議に報告していただいてフォローアップしていく、連携していくということも考えてございます。

また、当面のアウトプットとしては、現状ございます放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインがございましてけれども、これをいろいろヒアリング調査、フォローアップ調査あるいはいろいろな有識者からの御意見を踏まえて、しかるべきタイミングでこれを見直すということを考えております。それを特に年明け、そこはやっていくということで来年の5月というか、夏にはまずは第一次取りまとめを目指したいと考えてございます。

次のページにメンバーが出てまいります。こちらメンバーとして学識経験者ということでございまして、立教大学名誉教授の舟田先生を座長に、関係の先生方に入っております。

オブザーバーという形で公正取引委員会、文化庁著作権課、経産省、中小企業庁、そして、民間団体であります放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局、こちらに入っております。議論を開始しているところでございます。

いずれも宿題をいただきまして、いろいろ調整した結果として順次、1つを除いて既に立ち上がっておりますし、その1つも間もなく立ち上がります。スケジュールに関しても宿題、期限を頂戴しておりますので、その期限に沿って、今後、鋭意検討してまいりたいと考えてございます。

まず私からの説明は以上でございます。

○原座長 大変ありがとうございます。実施計画に基づいてさまざまな準備を進めていただいております、感謝申し上げます。

今後、期限は項目によってばらばらですけれども、比較的早期に結論を出して措置をしていくような項目もございます。とりわけ、そういった項目に関して、早目にぜひ検討、取りまとめの方向性についてもお示しをいただいて、私たちが答申の際に議論してきた内容、また、実施計画の内容に最大限沿ってよい内容にできるように、ぜひまた議論をさせていっていただければと思っております。

幾つかございますのですが、たくさんになってしまいそうなので順番に御質問させていただきますと、まず5つの柱でお話をいただいたうちの放送コンテンツの配信連絡協議会、1つ目のところでございます。これに関しては、実施計画では18という項目に相当いたしますが、お話をいただかなかった中で18のbでNHKの常時同時配信についての項目がございますが、これが現状、どのような方向で進みつつあるのか。報道などで拝見をしておりますけれども、一応共有いただけましたらと思います。

1番目の関係で、あと2つありますが、2つ目、18のdという項目、お配りをいただいた資料の4ページの実施計画の中でも引用いただいたSociety5.0時代にといいところの項目です。これは先ほどの説明では、いつまでにどういう取りまとめをするのかということではなくやっていく方向ですというお話をいただきましたが、私の認識では、Society5.0時代の新たな成長戦略を描くために連絡協議会を設けて、ここで検討して、その上で技術の実証などを進めていくということだったのだろうと理解をしております。

なので、何らかの形でどういった成長戦略で、どういう方向に進んでいくのかというお取りまとめをいただくのかなと思っておりました。方向性なく単に進めていきますというのはなかなか難しいのかなとも思いますので、それをどう考えになるのかをお伺いできればと思います。

もう一点、この実施計画の18の中で、これは項目ですとfという項目なのですが、新たなプラットフォーム・配信基盤の構築に向けて、必要に応じてNHKの技術開発成果や設備の活用のあるり方についての検討という項目がございます。この項目に関しても連絡協議会の中でお話をされていく項目になるのか、あるいは何か別の場で検討されていることになるのか、もしそのあたりも教えていただければと思います。

とりあえず、すみません、以上です。

○総務省（奈良審議官） NHKの常時同時配信に関しましては、まず、申し上げましたが、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の中で検討してまいりまして、まず方向性という意味では一定の合理性がある、妥当性があるということを今年の9月に取りまとめております。

その際に、ただ、NHKにはいろいろな課題がありますので、その課題を置いておいてやるということではないでしょうということとございまして、インターネット業務に関してもいろいろな課題を解決する形でやってくださいということと、そもそも残念ながら不祥事

が依然として起こっておりますので、やはり国民、消費者の理解を得ながらやっていただく必要があるので、そういったところにも手当てしてくださいということ。

その方向性をまず9月に出しまして、その上で直近の諸課題検討会の中で、NHKとしてこういう形でしっかりやっていきますという表明もありました。私どものほうからも、例えばインターネット活用業務は、今、実施基準を大臣認可という形でやっていますが、事後的に総務省がそれをちゃんとやっているかというのを検証できる仕組みが現在の法令上はないのです。例えばそういったことも導入して、そういう仕組みを入れてしっかり適正にやっているということをチェックしていくべきではないかとの議論がございますことも今、総務省として検討しています。

あるいはガバナンスという意味では、会社法上では役員の善管注意義務があるわけです。例えば放送法上、NHKの役員にはそういう規定がない。なくてもしっかりやっているということかもしれないのですけれども、やはりそういったことも制度的にきちんとやっていくべきではないか。そういったようなことを幾つかポイントとして課題の中では掲げてございます。

今後は、もともと他方で関係するところの日本民間放送連盟、民間放送事業者の方々からも幾つか提案、提言、御意見があります。そういった中で諸課題検討会としては、各ステークホルダーの考えなりを聞き、それを全部まとめた。それを踏まえて、総務省として次のステップとしてどうするかを考えなさいという、今、そういうステップにきています。私どもとしては、そういった全体を見ながら、諸課題検討会から投げられていますので、具体的に常時同時配信は法改正をしないとできませんので、主に放送法改正をどうするかは鋭意検討して、現在検討しているところというのが現時点のステータスです。

放送コンテンツの配信協議会、できるだけ関係者に集まっていたいただいて情報共有してということが始まりました。当面のゴールとして考えておりますのはオリパラです。本規制改革推進会議でも吉田前委員からも、相当ネットワークが混んで大変なことになるということをしきりにおっしゃられていました。加えて、その放送コンテンツがどれだけ出るかわかりませんが、インターネットに今後、NHK、民放、出てくるとなると、どれだけ大変なことになるのかということなのです。

実はNTTなどみんな心配しておられるのです。そこをきちっとお互い、ネットワークの状態がどうなのかとか、今、どういうように伸びているとか、放送事業者としては今後、どういうようにインターネット戦略を考えると、そういったことを情報共有することによって、この世界でのオリパラのタイミングでみんなが苦しむという状態ではなくて、みんながハッピーな状態にしていく場になればなということやっていきたいと思っております。

加えて、技術の実証の話も4ページに出てまいりますけれども、私ども、今年度も一定の実証実験の予算を持っておりまして、それでその関係事業者を支援しながら、30年度中に開始と書いておりますが、今年度、実証をやりつつあります。まだ予算は決着していませんが、来年度も予算要求をしています。そういった取組をやることによって、放送事業

者のネット配信がさらに円滑に、成長戦略と座長がおっしゃったようなイメージでうまくいければなと思っています。それは単に総務省と事業者が実証実験しているというだけではなくて、その辺のところも協議会でいろいろタイミングを捉えたような報告なりしながら、そういったこともやっていきたいと考えてございます。

3つ目、すみません、しゃべったら忘れてしまいました。3つ目は何でしたか。

○原座長 NHKの開発成果や設備の供用。

○総務省（奈良審議官） これは多分NHKは、トータルでいろいろなリソースを持っておりますので、それを彼らの本業に差し支えない範囲でいろいろ活用していくというのが一般論として正しくて、それは制度的というよりも実質的なところがあるのだろうと思っています。その点について、特に検討して議論するというよりも、いろいろなところでNHKのリソースを活用していくということを実態として、実の事業ではないと思いますが、そういったところでやっていくように促していければなということで考えております。この協議会でそれを特別、エンジンにするということは想定していません。

ただ、他方で、NHKもこれは参加していますので、結果的にこの協議会でいろいろな議論をしていくことの中で、そういった話も出てくる可能性は否定できません。けれども、とにかく、この規制改革推進会議で言われた最後の3つ目の点に関しては、特別、何か検討の母体を設けてということではなくて、実の話として進めていくということではないかなと考えてございます。

○原座長 まず、3点目に関して言えば、一般論としてやるべきである、NHKが先導的な役割を果たすべきであるということは最初から確認されていることだったのだと思います。その上で、この6月の実施計画では技術開発、成果や設備の活用のあり方について、とりわけプラットフォームの構築に向けた環境整備の観点から検討する。具体的にどうしたらいいのかを検討するということを合意していたのだと思いますので、これはすみませんが、やはりぜひどういった形で検討していくのかを明確にしていいただければと思います。

戻りますけれども、2点目の連絡協議会でのこれからの議論に関してです。関係者の間で情報共有をして、さまざまなことを進めていくのは大変大事なことであるのはおっしゃるとおりで、これも第一歩だと思いますが、やはり戦略なり大きな方針を明確に共有していく。それがふわっとしたものではなく、明確に共有していくということが重要なのかなと思います。その観点で、やはり産学官での共有されるような戦略方針を何らの形でまとめていただくべきなのではないか。そう思って、この実施計画ないし、その前の答申の段階で新たな成長戦略を描くという書き方をしていたつもりでございましたので、それもぜひ御検討いただければと思います。

もし、今の段階でお答えいただくことがあれば。

○総務省（奈良審議官） NHKとの関係でいきますと、NHKには常時同時配信の流れの中でいろいろな民間放送事業者の声がある、意見がある。それを真摯に受けとめてという話の流れの中で、これまでもやってきました。いろいろな局面局面において連携をさらに深め

てくださいというようなことを言っていますし、NHKもそれはやっていきますと言っています。その中で常時同時配信、まさにインターネット配信という業務の拡大ということになっていきますので、その流れの中で、NHKのリソースをうまく活用していくみたいな話も出てき得るのかなということは正直、感じているところでございます。補足いたします。

○原座長 そこに関しては、おっしゃっていることは、NHKでこれから検討されていると思いますとおっしゃっているように私には聞こえるのですけれども、この実施計画はそうではなくて、政府として検討するということを決めたのだと思っております。その検討をどうされるのかをぜひ教えていただきたいとか、進めていただきたいと思っております。それはすみません今日今日すぐにお答えいただかなくて結構なので、ぜひ実施計画に沿った形で検討を進めていただければと思っております。

あと何か今の関連はよろしゅうございましょうか。先に進んでもよろしゅうございましょうか。

この5つの項目で言うと、私は①と②のところはそんなことで、次に③に移りたいのですが、よろしゅうございましょうか。いいですか。

③に関して、ローカル局の経営基盤と経営ガバナンスのところでございます。この検討事項の中でも挙げていただいておりますが、このローカル局の経営環境、経営基盤を考える上でも、また、経営ガバナンスのあり方を考える上でも、やはり大変重要なのが経営の現状分析のところなのかと思います。資本構造がどうなっているのか、収益構造がどうなっているのかを整理し、分析をしていくというのが大前提になるかと思っておりますので、ここはぜひ早急にやっていただけて進めていただけて、私たちにもぜひ共有いただければと思っております。

公開情報で出ているものと出ていないものがあると思っておりますので、特に経営ガバナンスの部分については、年度内、30年度中に検討、結論を出して措置までいくということでございますので、相当急いで議論していかないといけないかと思っております。ということで、ここはぜひお願いいたしますということでございます。特によろしゅうございましょうか。

○総務省（奈良審議官） 先ほど原座長もおっしゃいました、私も、要するに免許業務をやる中でいろいろな情報を得ています。いろいろな申請書類にも記載されて提出されてきますし、附属の情報もいろいろもらっておりますが、おっしゃいましたように公開できる情報と公開できない情報があります。特に皆さん方と情報を共有するという意味では、申しわけありませんが、公開できないものは共有できないので、そこはいろいろな工夫があるのかもしれませんが、その上で、おっしゃるとおり、議論の入り口ですから、そこは手元にある情報もそうですし、いろいろな追加の情報の収集とか、それは鋭意進めていきたいと考えてございます。

○原座長 出し方についてはいろいろな工夫があろうかと思っております。また、それがそもそも非公開にすることが適切なのか、どうなのかについても別途、議論があるのかもしれませんが、いずれにしても、そこはぜひお示しをいただいた上で私たちは議論をしていけれ

ばと思っております。

すみません、今、実施計画の項目で見ている、お話をいただいていたところについてお伺いをさせていただきますと、実施計画の22番の項目でNHKの国際部門の充実、抜本強化、これもスケジュールとしては平成30年度中に結論まで出していただくという項目になっていますが、これは検討の場としてはどうなりますでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 検討の場としては、放送を巡る諸課題に関する検討会の場でNHKさんから報告していただいた上で有識者の中で議論するということを想定しています。まだ、その会、セッションができていないのですけれども、そういうことを予定しています。

○原座長 わかりました。今、一緒に伺ってしまえばよかったのですが、24番のNHKのアーカイブの活用に関しても同じでしょうか。

○総務省（奈良審議官） はい。これに関しましては、前回、直近に開催したときにNHKからのプレゼンをやりました。そうしたら、そこはまだ現状を報告しただけなので、次回、これを踏まえて議論することになります。そこはしかかっております。

○原座長 ありがとうございます。

4番目のCASに移ってもよろしいでしょうか。何かほかにございますか。よろしゅうございますか。

では、すみません、4つ目の新CAS機能のところでございます。これも年内に立ち上げていただくということでございます。ぜひ早急に、先ほど日にちもございましたけれども、進めていただければと思います。

検討事項の中で、この資料の中でも挙げていただいておりますが、やはり消費者負担の低減などの問題に関しては、早急に御検討をいただく必要があるのかと思っております。既に販売されているものも含め、どう取り扱うのか、どう検討していくのかの方向性はぜひ早目に私たちに教えていただければと思っております。

○総務省（奈良審議官） そこは今回、今、発売されているものはもちろん、もう発売されているものであって、さらに今、発売されているものもこの場で御説明いたしましたが、カード状にして取り外しできるようにしたい等々の工夫もメーカーで行われているという話を申し上げました。そこは現状、民間で決まった役割の中でいろいろな工夫が行われているということだと思います。もらった宿題は、新たなCAS機能を考えていく必要があって、そこら辺にいろいろな課題があって、それについて検討の場を設けて検討せよという宿題でございましたので、そこはしっかり検討していきたいと思っております。

○原座長 もちろん、新たなCAS機能の検討につなげていただければと思っております。現状で消費者負担がどうなっているのか。それを踏まえて、現時点ですぐに改善できることがあるのかないのかは検討の前提にはなるのかなと思っておりますので、それはまた引き続き教えていただければと思います。

○総務省（奈良審議官） そこはまさに今、メーカーが価格を含め、つくり方、あと故障時のときにどう対応するかというのは消費者目線でいろいろ工夫しておられるのだろうと

思っております。その上で、新たなCAS機能は新たなCAS機能としてしっかり議論しようということでございますので、いろいろな議論を検討していきたいと思っております。

○原座長 質問を変えますと、現時点で消費者への負担の転嫁がどの程度なされているのか、今、総務省さんはどう把握をされているのでしょうか。

○総務省（奈良審議官）そこは実際の商品価格もそうですし、機能もそうですし、それは商品の設計でございますので、そこは総務省としては直接的に把握する権限はないこととなります。今後、この検討会の中で、今後の課題というものはもちろんメーカーからもヒアリングするつもりでございます。

○森下座長代理 今の点ですけれども、把握していないというのは無責任ではないかと思うのです。実際にもう商品は出始めるみたいですし、当然ながら、どれぐらい負担があるかを把握した上で制度をつくるべきだと思うのですが、これからやりますというのは余りに担当官庁としていかななものかと思えます。

○総務省（奈良審議官）価格、値段に関しては、ここは御理解ください。そこは総務省として、通信料金とかそういうことではないので、そこは私どもには立ち入れないところがございます。ただ、いろいろな工夫がなされていることは私どもも承知しておりますし、先ほど申し上げましたように、チップをカード状のものに入れて取り外しできるようにする商品もございますし、あと伺っている中では、普通は修理するとき、内蔵してしまうと、ふたをあけていろいろ調整をしないと修理できないというものもあり得るわけですが、あるメーカーは、このACASについては、ふたをあけたときに簡単に取り外せる基板の上にチップを載せることによって、ふたを開けるのですが、非常に簡易に修理ができるというようなこと、こういった工夫をしているメーカーもあることは承知しております。そういった物理的ないろいろなことは承知してございます。

○森下座長代理 価格に関しては、しかし、調査をするだけだから、そんなに立ち入るべき話ではないという話でもないと思えますけれどもね。少なくとも幾らかというのは聞けばわかる話だし、全く総務省としてこれに立ち入るととんでもないことが起きるのだみたいな話ではないと思えますけれどもね。我々が少し聞いてもわかるような話だと実は思っているのです。

○総務省（柳島課長）今、受信機の価格についてお尋ねがあったと思えますけれども、例えばテレビ全体の値段としては、その市場調査等をすれば当然わかる話ではありまして、そういった値段の中で言えば、今回、新しく新4K8Kの放送が始まったから、それで値段が上がっているかと言われれば、そういうことは特になくて、逆にどんどん値段が下がっていているという中で、価格が一体どういう形でACASチップの部分だけを捉まえて、それがどう価格に影響を与えているのかというのは非常にわかりにくい部分、外見上、わからない。

我々としても、メーカーに実際にどうなっているのかというようにお尋ねをしても、そこは当然、受信機なりのコスト構造がどうなっているかということについてお答えはでき

ませんという答えしか返ってきませんので、そこは我々としては把握したくてもできないというのが実態でございます。

○原座長 この商品の設計に深くかかわる話が、総務省さんの直接的な施策なのかどうかは別として、少なくとも今回の新CAS機能に関しては総務省さんの施策の延長上で、枠内と言っていいのだと思いますけれども、そこでなされている。一方で、商品の価格にかかわる部分については権限がないので自分の問題ではありませんと言われることに関して、私はとても違和感があります。

少なくとも、今回のこの実施計画では消費者の負担を低減する観点も含めて検討の場を設けていただいたのだと思っておりますので、消費者の負担を軽減するために現状で負担がどうなっているのか、当然把握をいただかないといけないのだと思います。そこはぜひお調べになるものだと思いますし、検討経過についてはぜひ共有をいただければと思っております。

○総務省（奈良審議官） 言葉のあれかもしれませんが、やはり消費者負担というのは価格だけではなくて、先ほど申し上げたように故障時、ここにも故障時などにと書いてございますが、そのときに物理的にどれだけ消費者に負担がかかるのか、手間がかかるのか、かからないのか、そういったようなことも当然、検討課題ということにはなるのだろうと思います。

部品、パーツの中のパーツであるCASチップの価格は実際幾らで、それがテレビ受信機価格にどうなっているかという答えを引き出すことはお約束できませんけれども、この分科会における検討の中でメーカーに確認したいと思っております。

○総務省（柳島課長） 分科会の中では、こういった形で消費者負担というものがメーカーとして認識をされていて、その部分がどのような形で低減できるのかということについて、お尋ねをさせていただきたいと思っております。その際、個別のパーツの部分の価格というものがこれこれこういう値段で、それが実際の販売価格にどうなっているかということは、通常であれば非常に経営にかかる部分であるということで、通常、表に出てくる話ではないというように理解しておりますけれども、先ほどお話がありましたとおり、ここでそういうような話があったということについては、メーカーの方にもお伝えした上で、こういった形でそういったところをお答えいただけるかということについて、我々も対応していきたいと思っております。

○原座長 よろしくお願いたします。

今の関連はよろしゅうございますか。

そうしたら、一旦先に進ませていただいて、5点目の製作取引の検討会議のところでございます。これも結論を出すのは31年度の上期ということでありますが、途中段階でどういった検討の方向性になっていくのかは、ぜひ私たちにも御共有をいただいております。さらに議論を深めていくことができればと思っております。

その前提で、確認をさせていただきたいのは、実施計画の中の25番の a と b の実態調査

があつて、この実態調査を踏まえて、さらに検討いただくということになってはいますが、特に a に関しては総務省さんのところですが、これはもう終わられているのですか。

○総務省（奈良審議官） はい。中企庁、公取と合同調査を行いました。終わっております。

○原座長 わかりました。その調査結果は差し支えない範囲で教えていただくことはできるのですか。

○総務省（渋谷課長） 今、検証・検討会議の中で、その実態調査の結果を踏まえて論点整理を行うことになっておりますので、その論点整理の中でこういったことを把握できたのかということをお説明したいと思います。

○原座長 このフォローアップ調査結果とヒアリングの調査結果そのものは公開なのでしたか、非公開なのでしたか。

○総務省（渋谷課長） フォローアップ調査の結果は既に公開をされております。ヒアリング調査については、どこまで細かく出すかは整理が必要ですが、こういった部分を把握した、その結果、こういった論点が見つかったということはまとめて公開をしたいと思っております。

○原座長 わかりました。そうしたら、これはまた次のタイミングで、ほかの項目も含めて年度内に結論を出す項目もありますので、それまでの早目のタイミングでぜひこういった機会を設けさせていただきたいと思っておりますので、その際に、この調査結果についてはぜひ教えていただいて、その上で、今後の方向性について可能な範囲で議論させていただければと思います。

私はとりあえずそれぐらいですが、ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

あと事務局から何かございますか。よろしいですか。

○小見山参事官 特段、事務局からはございません。

○原座長 では、よろしいでしょうか。

また引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。大変ありがとうございました。

（総務省退室）

（新経済連盟、AICJ（アジアインターネット日本連盟）、Fintech協会入室）

○原座長 お待たせいたしました、どうも失礼いたしました。

議題2、フィンテックなどによる多様な金融サービスの提供でございます。

投資等ワーキング・グループでは、利用者の多様なニーズに応じた金融サービスが提供されるよう、フィンテック関連の規制改革に取り組むこととしております。とりわけ、金融分野の技術革新やニーズの多様化に対応できるよう、縦割りの金融行政のあり方や規制構造を見直すといったことも掲げております。

本日は、新経済連盟様、AICJ（アジアインターネット日本連盟）様、Fintech協会様にお越しをいただいております。10分程度ずつ順番にお話をいただいて、まとめて質疑、意見

交換をさせていただければと思います。

では、新経連さんからお願いいたします。

○新経済連盟（小木曾部長） 本日はお時間いただきまして、ありがとうございます。

新経済連盟で政策部長をしております小木曾と申します。よろしくをお願いいたします。

資料を1ページおめくりいただきまして、本日述べたいことの大きなメッセージは、フィンテックを進めていくためにはワンストップ、多様性、AI、ITなどの新技術の導入などを活用した規制や新しい制度というものにして、そのもとで環境整備できるのではないかという話でございます。

その関連で3ページ、4ページで具体的な項目を挙げさせていただいております。本日、お時間が限られておりますので、この項目のうち、4ページ目にあります⑧のことをさらに具体化したことをこれから述べさせていただければと思います。

以下、事務局の片岡に説明させます。

○新経済連盟（片岡氏） 本日はお時間を頂戴し、ありがとうございます。片岡と申します。

本日は、マネロンの関係で本人確認について、最近、改正もございましていろいろ動いているところではありますが、その改善点、特に委託と依拠の改善要望について御説明をさしあげたいと思います。

まず5ページ目をごらんいただきますと、ここはまとめのような形で書いてありますので、後で振り返りたいと思います。

6ページに行ってくださいまして、まず基本的なところで、今、改善を要望している取引時確認、本人確認というものの仕組みについて御説明したいと思います。犯罪収益移転防止法、略して犯収法やマネロン法などと呼ばれますけれども、犯収法によってどういう場合に本人確認をしなければいけないとされているかといいますと、特定事業者が特定取引をする場合には本人確認をしなければいけないということになっています。

特定事業者といいますのは、主に金融サービス、銀行や証券、保険、クレジットカード会社といったような事業者が入っております。特定取引というのは、それらの事業者が行う取引でして、例えば預金口座をつくる場合ですとか、クレジットカードを発行する際などが当てはまります。

その特定事業者が特定取引をする場合に本人確認をしなければいけないのですが、本人確認というのは本人確認書類を提出したりしますので、場合によっては、同じ利用者がいろいろなところで何度も何度も同じ本人確認書類を出さなければいけないということが発生し得ます。そこで、その手続を、どこかで確認したのであれば、何度も出すことなくできないか、できるだけワンストップ化ができないかといった観点で、本日、お話をさしあげたいと思います。

ちなみに、本人確認の方法の多様性というのも重要なのですが、これについては、つい最近、11月30日に犯収法の施行規則が改正されまして、オンライン完結型というものがつ

け加わりました。これは大変ありがたいことであると思っております、本日お話しするのは、既存の法律の仕組みの中でここを変えていただけないかという点になります。

6 ページに書いてございます、本日の話の中心になる委託と依拠という方法がございます。これは現行法上で認められている方法として、他の特定事業者が過去に行った取引時確認、本人確認をほかの事業者が活用できます。つまり、ワンストップ化できるという方法が2つあります。

まず1つ目、(1)なのですが、こちらが特定事業者への委託と呼ばれるものです。「施行令13条1項1号に基づく委託」と整理されています。これは具体的にどういうことかといいますと、特定事業者Aがほかの特定事業者Bに対して施行令7条1項1号に求める特定取引を委託する。特定事業者Aが銀行だった場合に、銀行が他の特定事業者B、例えばクレジットカード会社に対して取引を委託します。この取引の委託については、本人確認事務を委託するという事柄も入ると解釈されています。その場合には、Bが他の取引で取引時確認を行い、確認記録を保存していること、たとえばクレジットカード会社Bが自分のクレジットカード発行のときに、ある利用者について本人確認を行って確認記録を保存していることを委託側の銀行Aが確認すると、銀行Aはこのクレジットカード会社Bの確認記録を使うことができまして、銀行側は取引時確認を改めてしなくてよいとされているものが「委託」と呼ばれるものです。

課題については後ほど御説明しますが、もう一つワンストップのやり方がございまして、それが(2)です。こちらは「依拠」という文言が法文上載っているわけではないのですが、(2)の「依拠」とよく呼ばれるもので、施行規則13条に基づくものです。

これは特定事業者Aが、ある特定取引をする場合に、あらかじめ他の特定事業者、例えば銀行やカード会社と合意している。さらに、Aの取引の決済を行うときに、それら銀行の口座振替またはクレジットカード引き落としで決済される場合についてです。

例を申し上げますと、例えばクレジットカードを発行するときにクレジットカードの代金の引き落とし口座として銀行口座を設定いたします。そのときに口座振替依頼をするわけなのですが、口座振替先の銀行が過去に取引時確認を行って確認記録を保存していれば、そのことをもってクレジットカード会社は取引時確認ができる。クレジットカード会社側は、銀行の取引時確認をもとにカード発行における取引時確認ができるということになっています。

(1)と(2)の違いは何かというと、(1)の「委託」のほうはそもそも取引時確認をしなくていいということになっているのですが、(2)の「依拠」の場合は、取引時確認義務自体が無くなるわけではないものの、この口座振替の方法で取引時確認をしましたということをきちんと記録しておけば、新たに本人確認書類などをもらう必要がないということになっています。

この(1)(2)、いずれもなりすましの疑い等、疑わしいときは除くとなっておりまして、要するに怪しいもの以外は、過去の取引時確認、他の事業者がやったものを活用でき

るという仕組みがございます。

ただし、これに今、課題が幾つかございます。順番に御説明いたしますと、まず7ページをごらんいただきまして、(1)の委託に関する課題。委託が可能な特定事業者が限定されているという点がございます。

前のページの(1)に書きましたが、ここで認められているのは施行令7条1項1号に定める特定取引を委託する場合というようになっていまして、実はこの施行令1項1号に定める取引は預金口座や証券口座の解説など、そういったものは入っているのですが、クレジットカードの発行というものが入っておりません。ですので、クレジットカード会社が自分のカード発行取引のときに、その本人確認事務を銀行に委託することができないことになっています。

7ページの矢印の部分をごらんいただくと、逆はできるのです。銀行からクレジットカード会社が取引時確認の委託はできるのに、クレジットカード会社から銀行には委託できないという形になっています。そうしますと、通常は銀行というのはマネロン対策をいろいろやっていますしノウハウもかなり蓄積されていますので、例えばある銀行が本人確認の事務をいろいろやって、ほかの会社からどんどん委託を受けて、そのノウハウを使った業務をしようと思った場合でも、それがクレジットカード会社からは委託を受けることができないということになってしまいます。

最近、ワンストップ化を進めるに当たって、複数の特定事業者が集まってコンソーシアムのようなものをつくって、そこで取引時確認を効率化するという試みがございますけれども、そういった試みをしようとしたときに、業種横断でコンソーシアムのようなものを作ろうとすると、クレジットカード会社が入ったときに困ってしまうということになります。

これは全て、施行令13条に書いてある委託が可能な対象取引が「施行令7条1号に定める取引」となっているところで発生している課題ですので、そこを例えば「施行令7条各号に定める特定取引」とするなど制度改正をお願いできないかと思っております。

続きまして、課題2に参ります。先ほどコンソーシアムという話がありました。これは金融庁で行っていた実証実験の例がございまして、それは金融機関、銀行同士でコンソーシアムをつくり、取引時確認をある銀行がやると、それがブロックチェーン上に記録されて、別の銀行が委託をしているというたてつけをとりまして、本人確認記録を活用する、それをお互いにやるというような実証実験がございました。

これは大変すばらしい取り組みだと思っていまして、銀行同士以外にも例えばもう少し小規模なグループ企業の中でのコンソーシアムのような取り組みにも広げていけると思っているのですが、委託関係をコンソーシアムでどう実現するかという契約関係や、法令上クリアできる要件といったところが必ずしも明確になっているわけではございません。ですので、業種をまたがった複数の特定事業者がコンソーシアムのような機関を通して、委託による取引時確認の効率化を図りたいと思った場合に、こういうたてつけでこういう契

約関係でこういうことをすればできますよといったようなことを明確にさせていただけると、より取り組みが広がると思っております。

そして、コンソーシアムで小規模なものがだんだんできていけば、それがつながってさらに大きくというような可能性もございますので、こちらをぜひ明確にさせていただきたいなと思っております。

○原座長 少しスピードを上げていただいております。

○新経済連盟（片岡氏） はい。

課題3、次の課題に行きます。こちらは、今、委託の話をしておりましてけれども、依拠と委託を組み合わせてやりたいという場合がございます。図に描いておりますけれども、例えばクレジットカード会社が口座振替によって銀行に依拠をしている場合に、資金移動業者がこのクレジットカード会社に取り時確認の委託をしようと思った場合、このAが持っている本人確認記録はB銀行のものに依拠しておりますので、その依拠したものに委託ができるかという観点がございます。こちらも必ずしも明確化されておられませんので、それができることが明確になれば、クレジットカード会社に委託をして、そこが口座振替で依拠されていても大丈夫だということになりますので、より効率化が図られると思っております。

そして、最後に、課題4がございます。こちらも依拠に関する要望なのですが、先ほどと違うのは、先ほどは委託と依拠の組み合わせでしたが、今回は依拠の組み合わせになります。これは適用場面が非常に限られておまして、Aというクレジットカード会社が先ほどと同様、B銀行に口座振替による依拠をし、かつ、例えば保険会社が保険料をクレジットカードで引き落としている場合、その右側だけ、右の2つだけで見れば、カード引き落としによる依拠ができるはずになっております。

ただし、そのクレジットカードが発行されるときに口座振替による銀行への依拠による本人確認が混ざっていると、これが今、実現できないことになっております。具体的には、施行規則13条に、「前項に掲げる方法によるものを除く」とありまして、「前項に掲げる方法」というものが「依拠したもの」になっておりますので、この形が今、どうしても実現できないということになっております。依拠に依拠を組み合わせることができれば、これもやはり効率化がよりできるようになるのではないかなと思っております。

以上です。

○原座長 ありがとうございます。

次に、AICJさん、よろしくお願いたします。

○アジアインターネット日本連盟（山下氏） アジアインターネット日本連盟の山下と申します。本日はよろしくお願いたします。

資料2-2をごらんいただければと思います。私どもアジアインターネット日本連盟はAICJと略しますけれども、AICJはご覧の趣旨で2013年に設立された団体でございます。現在、3ページに記載させていただいております17社が加盟しております。

それでは、早速ではございますが、本題に入らせていただきます。昨今、アジア各国を中心にeコマースや交通などといった個人の生活に密着したサービスと決済金融サービスの融合が進んでおります。資料の4ページの下にあります写真、左側に3つ並んでいる写真がインドネシアのGO-JEKという交通のときに使用できる決済の方法になっております。

GO-JEKのようにQRコードを読み取って決済を行うものと、あと一番右側にあります、NFC対応端末等、日本ではFeliCaとして普及しているようなスマートフォン端末やICカードをICチップ対応端末にかざして決済を行うものがございます。

本日、AICJからフィンテック及びキャッシュレス社会をより推進するために規制緩和を要望したい点は、5ページに記載させていただいた2点です。

1つ目が、本人確認情報の相互利用の拡大。

2つ目が、資金移動アカウントの機能充実です。

6ページで詳細についてお話をさせていただきます。

まず初めの本人確認情報の相互利用の拡大について、お話をさせていただきます。この中でも具体的な要望は4点ありますけれども、いずれも厳格な本人確認の実施を維持しながら、ユーザーの利便性を高めることにより、結果としてフィンテック及びキャッシュレス決済の利用者層をより拡大するために効果的であるというように考えております。

1つ目が、本人確認のワンスオンリー化です。具体的には、適正なマネーロンダリング対策の水準を確保しつつ、顧客の利便性を向上させるために、同一の企業グループ内で管理基準を統一した場合などに、グループ内の特定事業者においては既に本人確認が行われている顧客については、当該顧客の本人確認が行われていることを他のグループ内の特定事業者が確認すれば、当該顧客に関する再度の本人確認は不要というようにしていただきたいという点です。

2点目は、先ほど新経連さんのお話の中でもありましたが、委託構成の場合の委託元に関する制限の緩和です。特定事業者が犯収法に基づいて委託をする場合、クレジットカードの発行取引につきましては、施行令の7条1項1号の取引として列挙されていないため、取引時確認を省略できないというようになっております。

現状、施行令7条1項1号に列挙されている行為といたしまして、例えば具体的には預金口座の開設であったりとか、あとは資金移動、貸金契約、仮想通貨交換など、多様な契約行為がこの1号の中には列挙されておりますところ、これらの取引とクレジットカードの発行取引を特に区別する事情もないと考えておりますので、施行令の7条1項1号の取引にクレジットカードの発行取引も加えていただきたいというように考えております。

3点目が依拠の場合の制限緩和についてです。現状でも犯収法に基づきまして、銀行またはクレジットカード事業者の本人確認に対して依拠することが認められておりますけれども、これはあくまでも銀行とクレジットカード事業者限定がされております。これを資金移動者であったり、あとは証券会社といった他の特定事業者に対しても拡大していただきたいと考えております。

4点目として、解釈の明確化と書かせていただきました。これは新経連さんのほうから丁寧に御説明もしていただきましたけれども、犯収法上の本人確認につきましては、委託の構成であったり依拠の構成であったりといろいろな制度が存在しておりますが、これを組み合わせた場合も含めまして、制度に関しての見解も事業者ごとで異なったりするところもありますので、解釈を明確化していただきたいと考えております。

これ以降につきましては、畠山のほうから引き続き御報告させていただきます。

○アジアインターネット日本連盟（畠山氏）　続きまして、AICJの畠山でございます。よろしく願いいたします。

7ページ目以降、私が説明させていただきます。

本人確認情報の相互利用拡大というところの文脈で、もう一つ、マイナンバーというところを少しお話しさせていただければと思っております。これまで新経連様と山下からお話しさせていただいたように、一度、本人確認手続を行ったユーザーに関して、もう一度煩雑な本人確認手続を行うことを避けるという大枠の目的というところは共通しております。基本的にはマイナンバーに関しても同じように、一度提出したマイナンバーに関しては同じユーザーがもう一度提出することがないように、そこは留意していただきたいと考えております。

もちろん、1つの会社の中でマイナンバーを提出した場合に関しては、ほかの課題、方法等もあるのでありますが、まず、最初にグループ間で、そういったマイナンバーの共有みたいなものをできないのかということも課題として提起させていただければと思います。

詳しくはこの文章に書かせていただいているとおりではあるのですが、金融機関においてマイナンバーの提出というところは、特に今は証券における特定口座の部分に関して届け出の際、必要ということにはなっているのですが、今後、金融機関においてマイナンバー、税金に関するところ、さまざま金融機関で提出義務を課されていく流れということにはなっております。そういった流れで、当然、グループ間であればもう一度マイナンバーを提出してくださいと、金融機関を複数持っているグループ、提出してくださいということをおっしゃるということもございますので、そういった場合に再度の提出を不要とするような仕組みを検討していただきたいということもございます。

具体的な方法としては、グループ間において個人番号の共有みたいなものを同意があればできるようにできないかというようなことを考えております。現状は番号法において個人情報保護法の特例という形になっているのですが、基本的には同意によってもマイナンバーは移転できないということにはなっております。こういったところをグループ間の中とか、一定の場面であれば共有できるような仕組みをできれば考えていただきたいなというようには考えております。

マイナンバーについては以上です。

8ページなのですが、こちらは2点ございまして、資金移動アカウントに関しても少し規制緩和を検討していただきたいということについてです。資金移動アカウントの中に、

現状ですと100万円上限の課題がございます。現状、資金移動のアカウントの中に送金のためにお金を一時的に入れた上で、送金行為を行うことができます。そういった意味では1点目の資金移動アカウントへの給与振り込みの実現というのは、アカウントの中に給与振り込みを一時的に入れるということによって、その資金移動口座、資金移動アカウントからさまざまなところにユーザーが送金行為を行ったりだとか、支払い行為、決済に使ったりとかということが実現できるということで、フィンテック/キャッシュレス化の進展・拡大のためにも、給与振り込み先の拡大というところを実現していただきたいというのが1点目でございます。

現状、労働基準法上、賃金支払いというもの、現金支払いであったりとか通貨支払いの原則が維持されているところではあるのですが、現状も給与口座、金融機関の口座であったりとか証券口座の一部であったりというのは、もう既に振り込みができるということになっていますので、その一類型として資金移動アカウントというのを拡大していただくということを具体的な方法として提示させていただいております。

2点目は送金上限額の緩和というところではあります。こちらはもう既に金融庁様の金融スタディグループのところでも御議論が行われているところではあるのですが、現状、資金移動の一連の取引の中で100万円というのが上限になっておりますので、こちらはC to C市場のところのニーズに関しても、自動車等で決済の額が高額になるということは現状、結構見受けられるというところではございます。そういったところに関しては資金移動の100万円制限があっては、そのニーズに応えられないというケースがありますので、できれば送金額の上限を緩和していただきたいというところではございます。

私からは以上です。

○原座長 ありがとうございます。

次、Fintech協会さんでよろしいですか。よろしく願いいたします。

○Fintech協会（落合事務局長） それでは、続きまして、Fintech協会からも御説明をさせていただければと思います。私、分科会事務局長をしております落合と申します。

それでは、1枚目、こちらは当協会の理事・監事の構成になっておりまして、ベンチャー企業が中心の団体となっております。

2ページ目、分科会の御紹介というところになっておりまして、これは分科会として各金融の中の業界ごとであったりとかテーマごとに分科会を設定しておりまして、きょう、特に送金に関するところをお話しさせていただきますけれども、融資ですとか投資、資産運用、保険、こういったようなところも含めてさまざまな分科会で議論をさせていただいております。

3ページになります。ここで要望の1点目というところで書かせていただいているものは、銀行APIを利用できる事業者ということで電子決済等代行業の登録制を今年の改正銀行法の施行によってできるようになってございます。こういったことによって、フィンテックの事業者が利用者の選択を補助して利用者にとってよりよいサービスを提供できるよう

にできる環境が、少なくとも決済の指図であったりですとか口座情報を見るということに関してはできるようになってございます。

しかし、この制度について、融資、預金といったような銀行の中の分野については特に定められていないこともありますし、また、金融商品取引法、保険業法の分野には及んでいないというところがありまして、こういった中で、ほかの分野もさらに銀行APIであったり、そのほかの金融機関APIを利用できるようにすることによって、データ利活用がさらに促進できるのではないかと考えております。

また、実際には、こういった業務を行うに当たっては、あくまで金融機関の代理・媒介をしているものに対する規制というものがございまして、これがなかなか曖昧な規定で、かつ業法ごとによって若干異なる解釈がされているというところがありますので、こういったところに対する整理もぜひお願いしたいと思っております。

4 ページが具体的に整理したのになりますけれども、例えば下の図の左側の金融機関の委託というように書かれている部分、ここが銀行側の代理をする事業者が該当するもので、預金、為替、貸付、こういったものは銀行代理ということになりますが、金融商品であれば金融商品仲介業、また、保険については保険代理店、こういった制度がそれぞれあり、それぞれ媒介の範囲も違うというようなところもあります。これらを整理していただくことによって、より情報の利活用、便利なフィンテックサービスの提供ということができるようになってくるのではないかと考えております。

4 ページ目、その意味で、この要望事項の1、こちらのほうについて見ていただければと思いますが、銀行業の特に為替取引以外の部分及び金融商品、保険について、フィンテックの事業者が指図を取り次ぐような場合、APIを利用するような場合に、電子決済等代行業、これは既に銀行法で施行、導入された業になりますけれども、これと同様の枠組みに沿って同一ライセンスで可能とするような法制を整備していただけないでしょうかというものになっております。

また、この業務拡大における行為規制、これは預金の場合と金融商品、保険の場合でそれぞれ注意すべきことは違いますので、一定程度付加されるであろうということは当然想定されますが、あくまで利用者のためということや、指図の伝達というところを中心に行うものでありますので、最小限のものにしていいただければと思います。

また、第2点として、この第1点の議論は、ある意味、横断的な法整備ということになってきますので、なかなか実際に時間がかかるであろうということも考えております。そういった意味では、当面の問題としては媒介の範囲、これを銀行代理業の観点については、要件のうち、銀行のためという要件については一定の緩和を金融庁にさせていただいたのですけれども、媒介の範囲については銀行代理業についても新たに明示されているところがないというところがございます。また、金融商品、保険、あとは貸金業法、こういったようなところもございますので、これらも含めて明確化をお願いできればと考えているところがまず第一点のところになります。

5 ページになります。これは特定のライセンスだけではなくて、一般論としてこのように対応していただけないでしょうか、というものになっております。

これはフィンテックの事業者が現時点で複数の金融ライセンスに横断するような形で業務を行うところが出ておまして、その際に登録事務であったりですとか、もしくは、その後の金融庁の検査に対する対応といったところで負担が大きくなることを合理化していただけないかというものになっております。これは例として問題の背景のところに書かせていただいておりますけれども、ウォレットと言われるような事業者においては、Suica であったりというところで皆様、使われているのではないかと思いますけれども、そういう前払式支払手段ともしくは単純な資金移動業、100万以下の送金ができるサービス、これを併用していたりですとか、資金移動と、あとはさらに貸金を組み合わせて行うというようなサービスというところも出てくるというところがございます。

これはそれぞれ登録を得ようとする、それぞれの所管の部局から登録申請を行って、その後のモニタリングもそれぞれ法令ごとに受けるというところがあるのですけれども、実際には行うべき内容は共通化できるような部分もかなり多いのではないかといいところもありますので、共通するような部分についてはなるべく登録の段階で共通の登録として、機能を追加していくような際にさらに個別の届出で足りていくような制度設計にしていただけないかというところになっております。

これは先ほど第1点で述べたような電子決済等代行業の横断化、こういったようなときも当てはまるようなものではあるとは思っております。

6 ページになります。こちらは資金移動業における上限規制の緩和というところになっております。これは既にAICJ様のほうもお話をされたところではありますけれども、こちらのほうで少しペーパーより詳しく書いている部分もありますので御説明をさせていただきます。

これは100万円以上の送金というところに対するニーズは実際に明らかになっているところがありまして、これは資金決済業協会という金融庁の認定している自主規制団体における調査の中でも、100万円超の送金ができれば資金移動業者を利用したいという人が5割半ばになっているといったようなところがあります。また、実際にこれは相当性ということになると思いますけれども、資金移動業者に対する苦情というのが業界全体で27件、紛争が年間1件ということで非常に安定した事業を行えているところがあるかと思えます。そういった点を踏まえて上限規制の撤廃、緩和を求められないかというところになっております。

続いて、具体的な例として7ページになります。例えばYahoo!さんのヤフオクにおける100万円を超える取引は全体の取り扱いの約1%。これは決済額ベースでということではありますけれども、仮にC to Cというところを見ても非常に大きなニーズがあるのではないかということになってくるかと思えます。これはもちろん、C to Cの場合にこういうことになりますので、例えばB to B とかを考えたときにはよりニーズが大きくなってくるであ

ろうということは明確なのではないかと思えます。

8 ページになります。これは海外におけるFintech協会の加盟事業者から情報提供を受けまして、海外における実例というところで実際に情報をいただいたというものになりますけれども、ここの中で出ておりますのは欧米で実際に業務を行っている状況からすると、送金金額の半分以上が100万円以上の送金なのではないかということが出ております。個人間の送金が多いというところでもありますけれども、企業における送金ニーズということで使われている部分も大きいという状況がございます。

9 ページになります。こちらの9 ページでは、具体的なニーズとしては、こういうものが考えられるのではないかとこのところで挙げさせていただいております。C to C、B to Cといったようなところで言いますと、特に高額な買い物ということになってくるかと思えますけれども、中古のブランド品であったりですとか、また、場合によっては不動産ですとか車の売買、こういったようなところに使いたいという話を聞くようなこともあります。あとは留学資金、もしくは学資金、こういったようなところについては結構金額が高くなりますので、使えるとありがたいというような話もございます。

むしろB to Bについては、さまざま出てくるところがありまして、投資の資金であったりですとか不動産のローンの支払い、こういった海外への製造費の支払いといったようなところであったりですとか、場合によっては国際送金も含めて非常に広いニーズがあり得るのではないかとこのところになっていますので、こういったニーズがさまざまあるというところも含めて御検討いただければと思っております。

続きまして、第4点になります。これは10ページのところでキャッシュレス、決済手段の利用推進に関して、これは払い戻しであったりですとか、そういったところの柔軟化をお願いするものになっております。

やはりキャッシュレスの推進をするということに当たっては、一旦、チャージをしてしまうと、これを取り戻せなくなってしまうということが逆に利用者保護に反するのではないかと。もしくは、利用にちゅうちょを覚えてしまうのではないかとこのところがあると思っております。例えば地域限定で使えるような電子マネーもしくは近くによく使っている店舗があるので、そこが対応している電子マネーを購入した場合に、払い戻しが原則としてできないということで、引っ越しした後、全く使えないということになってしまいますと、これはある意味で利用者保護に欠けるような場面というのも出てくるかもしれないというところがございます。

こういった中で、やはり利用者保護を図るというような観点ですとか、決済手段の信頼性を確保するというような観点から、前払式支払手段、ポイントについて、払戻金規制のあり方について検討が必要なのではないかと考えております。

また、特に前払式支払手段から資金移動業のマネーのチャージというところについても今はできないという解釈がございますので、こういったところもできるようにすることによって、よりキャッシュレスの決済手段を利用しやすくなるのではないかと考えておりま

す。

11ページになります。11ページの内容は短期・少額の事業性融資の金利規制の緩和というものになります。これは現在、中小企業の手元資金がないといった場合にときに資金を調達するのに対して大きな課題があるのではないかと認識しております。具体的には、例えばテレビですとかマスメディアで取り上げられることによって急激に受注が増えたときに、仕入れ資金を手元に出せない。2つ目に例として書いている工事の業者が人工の費用を払えなくて工事を受けられないといったようなことも同じような話かと思えます。

もしくは、地方から都市に出てきて、いい場所でお店を開こうと思ったときにたまたま空いているいいビルが見つかったときに資金の払い込みというのをして早目に押さえないといけなくなったという場合に、なかなか資金を貸してもらえないということに関するものです。1カ月、2カ月も不動産業者が待ってくれないところでどうにかして借りたいというときに対応ができないということがございます。

他方で、これは現在、やはり利息制限法で15%から20%の上限金利というのがついておりますので、これがあるために、非常にこういった短期・少額の事業性融資というのが難しくなっている側面があります。

これはなぜかという、例えば500万円の資金を2週間貸しますと上限金利いっぱい15%でということになりますので、貸した側が得られる収入というのは3万円だけになってしまうということになります。そうすると、これはなかなかリスクを勘案した場合の費用対効果に見合わないということで、なかなか貸し付けができないというところがあるのではないかと思います。そういったところを含めると、やはり運転資金調達を必要とする事業者の声を踏まえて、やはり毎月の貸付額の2~4%、年で合計すると24~50%程度、これを超えるような金利というところが設定できると新しくこういったニーズに応えられるようになるのではないかと考えております。

ここでは、やはりフィンテックの活用というところもあると思いますので、データを使ったスピーディーな与信管理、与信審査であったりとかリアルタイムのモニタリング、こういったところでリスクを軽減しつつという点と、上限金利の緩和という点とを組み合わせることによって、こういったスモールビジネスに対する運転資金供与に対応できるのではないかと考えております。

ただ、この上限規制金利のところについては、あくまで事業者に関する貸し付けに限定して、かつ、短期・少額の事業性融資ということで、少なくとも消費者問題が過去起きてこういった規制が入ったというところは認識しておりますので、そういうものが起こらないようにというところで緩和の要望としてお願いしたいと思っております。

12ページの第6点、第7点につきましては、もう既に新経済連盟様とAICJ様のほうで御説明いただいたので、ペイロール規制の緩和というところと、あとは本人確認結果の相互利用緩和についてはFintech協会も御要望として申し上げましたというところだけ述べさせていただきます。

また、一番最後のブロックチェーンビジネスと金融規制の関係との明確化については、ブロックチェーンビジネスにおいて、トークンを発行する場面が出てくる場合があります。こういったときに非常に今の資金決済法上の仮想通貨規制が非常に広がっておりまして、殆どのトークンというものがこれに当たってしまう、仮想通貨の規制に当たってしまう可能性があり、これがビジネスの阻害になる可能性があるところがありますので、仮想通貨規制の適用範囲の明確化をお願いしたいという項目もございます。

○Fintech協会（木村代表理事） 最後に、13ページのところに1枚、具体的な規制に対する要望というわけではないのですけれども、現状の金融のAPIを使ったデータ流通で起きている課題ということで、その制度の運用についての御提言として1枚書かせていただいております。

先ほど銀行APIの話が出ましたけれども、まさにその部分のところでございます、金融データの流通で先行事例として銀行のデータを流通させる電子決済等代行業者という制度が今、運用されているわけですが、こういったシステム間の連携を通じてデータを流通させていくところのフローとして契約書とかセキュリティーのチェックとか、開発仕様に沿って、こういったものを踏まえて開発していくという流れになるのですけれども、こういったものが多数の接続事業者と銀行との間での多重的なn対nの関係になるものなので、一定の標準化的なものがないとなかなかスムーズにこういった連携が進んでいかないという事情がございます。

また、こういったデータを流通させる仕組みについては、その部分に係るフィーというのはデータを使っていかないと何も生まれないので、フィー自体、最初のフィーは低廉に抑えて、後ろのほうでそのデータを使ったサービスで収益をとっていくという形にしていかなければならないと、なかなかサービスが開いていかないとこの部分があるのですけれども、この改正銀行法の趣旨というのは、データを流通させて消費者、預金者のデータを自分で預金者が活用して、オープンイノベーションというのを銀行とそれ以外の事業者で手をつないでやっていきたいと思いますという趣旨なので、その趣旨に沿った運用がされるということで、制度をつくられた当局というのはぜひ見守っていただきたいと思っております。

一方、最後の課題、論点と書いているところで、実際、こういった標準化という取り組みはかなり進んでいるのですけれども、その標準化から離れるようなケースというのは結構散見されているということと、接続料の水準も結構困難なケースというのをもまま見受けられるところがありますので、こういった制度趣旨に沿った円滑な運用がされるように、当局としてはそれぞれの実際の運用状況をチェックいただきたいというのが要望になります。

こういったケースというのは、これは銀行のケースですけれども、保険とか証券とかクレジットカードといったほかの分野への援用がこれからすごく期待される場所ですので、銀行でのこういう運用ケースというのをまずはベストプラクティスにしていくことが非常に重要だと考えているところで申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○原座長 よろしゅうございますか。どうも大変ありがとうございました。

残り10分ほどですが、済みません、先に私から3点、お伺いさせていただければと思います。

まず、この話は政府のあちこちの場で議論されていて、同じような話を何回かされている方も多いのではないかと思います。規制改革もワンスオンリーでやってくれと思われるかもしれません。大変申しわけありません。

その上で、質問の1つ目は、私が承知している範囲では政府の別の場でも、きょうお話をいただいたうちの資金移動の100万円上限の問題、賃金の支払いの問題については既に議論が相当動きつつあるやに承知をしておりますが、これはそういう理解でよろしいのか、あるいはほかにもそういった項目があるのかどうか、どう見てらっしゃるのか、教えていただければ。どなたでも結構です。

2点目に、皆様から共通してお話のあった本人確認に関して、クレジットカード取引が抜けているのは何だかよくわからないのですが、これはもともと何か理屈があったのでしょうかというのがもしおわかりになれば、どなたか教えていただければと思います。

3点目、Fintech協会さんからお話のあった5項目めの金利規制についてです。問題の背景としてお話いただいた中小企業で手元資金が厚くないといった点は従来からあった問題だと認識をしております。一方で、お話もあったように、消費者の問題、多重債務の問題があって、上限金利の設定がずっとなされてきたということでございました。

フィンテックの活用によって、こういった負の側面、問題が解消できるのかどうかが大変重要になるかと思いますが、これはどう解消されていくのか、もう少し詳しく教えていただければと思います。どなたからでも結構ですので、よろしく願いいたします。

○新経済連盟（小木曾部長） では、1点目のところは私のほうから。

政府のほうでペイロールと、100万の上限の話は議論されておりますが、最終決着がどうなるかというところ、まさに制度設計が詳細に宿るところが重要なので、ぜひ規制改革推進会議様には中途半端な改革にならないようにしっかり見ていただければ、御支援賜れればと思います。よろしく願いいたします。

○アジアインターネット日本連盟（畠山氏） では、私から1点目のところをもう少し追加なのですが、今、金融庁様で前回、金融スタディーグループで特に資金移動の上限の部分のところは議論されているのかなと思うのですが、そこでやはり資産保全といいますか、特に資金移動上限緩和とかに絡んで資産保全のあり方の資金移動の部分では問題提起されているのかなとは理解しております。現状の供託の手続の部分も詳細に議論されていたのかなとは思っているのですが、そこも銀行に比較して資産保全がユーザー保護に欠けるのではないかというような課題提起かなと思っているのですが、現状資金移動においても供託は既に100%供託されているというところがありますので、現状として上限がなかったとしても、基本的には保全を全てされているので、期間がかかって、供託金を還付

されるまで時間がかかるという問題提起もあったのですが、そこはどちらかというところでは、手続上の問題かなというようには理解しております。預金保護機構みたいな形で仮払いをするような手続が銀行はあるので、そういった手続上の問題であって、保全の額の問題ではないのかなとは理解しておりました。

2点目の本人確認の部分なのですが、クレジットカードはもともと、私の把握している限りでは、本人確認法という別の法律があったというところで、犯収法として整理された際に金融庁所管の部分だけ一旦はそこはきちんと本人確認手続のノウハウが蓄積されているのではないかなというところでクレジットカードが抜かれているのかなとは理解しております。それも犯収法施行から10年程度たっているのかなと思いますので、現状ではそこを合理的に区分する余裕はないのではないかなとは思っております。

以上です。

○Fintech協会（木村代表理事） では、私から最後の金利規制の部分の話について補足させていただきますと、そもそもこれは前提としては短期・少額の事業性に限定することで多重債務とかそういった話というのをなくすということが前提になっております。例えば米国ですと、スクエアワーキングキャピタルとか、ああいったような日々のトランザクションを把握している決済系の事業者さんが資金を貸し付けるときの利率というのは100%以上というようなレベルになっています。ただ、短期・少額に抑えるため、金利の絶対額としては非常に合理的な配慮、要するに数十万円程度というところまでに抑えるからこそ問題がないということが前提としてございます。

その上で、そういった形で日々のトランザクションとか会計データとかいろいろなデータをふだんから取得している事業者が実施することで、与信自体をデータを使って行うことができるとか、モニタリングをリアルタイムで行うことで事業の悪化を早目に察知することができるとか、そういったことを組み合わせることで、与信自体をしやすくしていき。これまで与信できなかったユーザーに対しての無担保での貸し付けというのは可能になっていくところが背景としてございます。

○原座長 ありがとうございます。

お願いします。

○アジアインターネット日本連盟（南氏） AICJの南です。

今のお話の中で賃金の点についてはまだ御説明差し上げていなかったかと思っておりますので御説明致しますと、賃金が資金移動アカウントに入れられない理由というのは、労働基準法の制約で労働者に対して賃金は現金で支払わなければならないとなっている。その原則に基づくものなので、所管官庁は厚労省で、今、厚労省で議論いただいているというように理解しています。

キャッシュレス化の大きな阻害原因になっているところとして、電子的なウォレットにお金を入れるためには銀行口座を通じて行わなければならないので、利用者にとって不便になっているというところがあると思います。電子的なウォレットに給料が直接振り込ま

れると利用者にとっては利便性が高いですし、日本のこれからのキャッシュレス化に資するのではないかという点で規制緩和を提案させていただいております。

労働基準法は労働者保護のための法律ですので、労働者がしっかりと守られる形であれば資金移動のアカウントに給料が直接入ったとしても問題ないと思います。現状、労働基準法の施行規則で、銀行口座と一定の証券口座に対しては賃金の振り込みというのが認められておりますので、銀行口座と比較して資金移動アカウントは何が違うのかといった現状をしっかりと認識した上で議論が進むとよいのかなと思っております。

以上です。

○原座長 ありがとうございます。

では、いかがでしょうか。時間がなくなってきたので、もし御質問があればまとめていただいで、まとめて答える。

どうぞ。

○森下座長代理 これはFintech協会さん、12ページのところのブロックチェーンビジネスの金融取引のところで、トークンの話が出てきますけれども、これは具体的に今、できるトークンはどういうところなのですか。逆に曖昧過ぎて何もできないという状況なのか、それとも、ある程度はクリアなホワイトなものがあるということですか。

○Fintech協会（落合事務局長） Fintech協会の落合のほうからお話いたします。

この部分については、一定程度、規制から除外されるものはございます。前払式支払手段、いわゆるポイントに該当するような類いの構成をしている場合には仮想通貨規制から外れるというところがございます。ただ、ICOの問題がありました関係で、広く仮想通貨に該当し得るというところが金融庁のほうでは解釈して対応されているところがありますので、どこまで行くと仮想通貨ではなくなるのかが明確ではないところがあります。必ずしも資金調達等の目的ではないものも規制対象となるような仮想通貨に含まれ得るのではないかとということが実際、懸念としては非常にあります。それがブロックチェーンビジネスをするときに検討していくとそういう課題に当たってしまって、ビジネスを進められないという事態が生じかねないということがよく言われている状況でございます。

○原座長 よろしいですか。

あと村上さん、何かありますか。

○村上専門委員 どうもありがとうございました。

本人確認の簡素化は非常に重要だと思います。新経連さんとAICJさんの提案は結構似ていると思いますが、AICJさんの提案は、新経連さんの提案にある特定事業者によるコンソーシアムでの本人確認の相互利用に加えて、企業グループ内でも可能にしたいという点が異なるということで合っていますでしょうか。

○アジアインターネット日本連盟（畠山氏） AICJの畠山でございます。

基本的な理解としては、ほとんど新経連様と認識が一致しておりまして、一度提出された本人確認情報をもう一度利用できないかということで、グループ内に限定しているとい

う趣旨ではなくて、できれば、まずはグループ内からでも緩和していただきたいという趣旨で書かせていただいたものでございます。

○村上専門委員 グループ内の特定事業者ではない企業に対しても使うことができるようにするという意味でしょうか。

○アジアインターネット日本連盟（畠山氏） そうですね。そちらも新経連様の課題3、コンソーシアムのような形で例えば特定事業者ではない者に対して委託のような形で実現できないか、というのは当然スコープ内に入っているものでございます。

○村上専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○原座長 よろしいですか。

時間を過ぎていますが、もし何か最後、一言何かありましたら。

よろしゅうございますか。

○新経済連盟（小木曾部長） 仮想通貨のところで話がありましたが、事実上、今、仮想通貨交換業をとらないとできない。しかし今は仮想通貨交換業の登録が新規でできないので事実上止まっているということになっています。現状、仮想通貨の検討会ということで、金融庁で検討中で、整理論をつくらうとしています。今、進行中の議論ですので、規制改革推進会議様でもイノベーションを阻害する方法にならないようにウオッチをしていただければと大変助かります。ありがとうございます。

○Fintech協会（木村代表理事） 資金移動の上限のところで、B to CとかC向けのニーズのところは事例を少し挙げさせていただいているのですけれども、これはB to Bに絞ると、より高額な決済ニーズがあるということだけは申し添えておきたくて、例えば中小事業者の送金の中でも当社のユーザーとかで見ただけでも500万円から5000万円のゾーンでも決済金額ベースでは30%か40%以上のウエートがあるということだけは申し添えておきたいと思います。

○原座長 お願いします。

○アジアインターネット日本連盟（畠山氏） 最後にto Bのニーズと今のto Cのニーズのところなのですけれども、現状のto Cのニーズに関しては当然数百万円とかそういったものではあるので、現状の資金移動の緩和という意味では、そのの部分に関して資金移動業も何か規制を追加してそこまで広げてほしいということではなくて、できれば現状の資金移動は資金移動として規制を強めることはないようにしていただきたい。より上の例えば高額なto Bのニーズに関してはリスクベースで何かアドオンで規制するということは考えられるのですが、そこを2つ、ニーズは別々のものというように我々としては理解しているところです。

○原座長 では、きょうはどうも大変ありがとうございました。

○垣内参事官 ありがとうございました。

次回のワーキングの日程につきましては、事務局より追って御連絡申し上げます。ありがとうございました。